

議案第 8 号

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例について

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年おいらせ町
条例第46号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 4 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

町職員の特殊勤務手当の適正化を図るため、税務手当を廃止し、新たに国民健康保険おいらせ病院に勤務する職員に対して待機手当及び死体処理手当を創設するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年おいらせ町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「税務手当」を「待機手当」に改め、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 死体処理手当

第4条を次のように改める。

(待機手当)

第4条 待機手当は、国民健康保険おいらせ病院（以下「病院」という。）において、診療に従事する臨床検査技師及び診療放射線技師に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 平日午後5時から翌日の午前8時15分まで待機する場合

1,000円

(2) 週休日（おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日をいう。）及び休日（勤務時間条例第9条に規定する休日をいう。）の午前8時15分から翌日の午前8時15分まで待機する場合

2,500円

第5条第1項中「国民健康保険おいらせ病院（以下「病院」という。）」を「病院」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項第1号中「（おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日をいう。）」及び「（勤務時間条例第9条に規定する休日をいう。）」を削り、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(死体処理手当)

第8条 死体処理手当は、死体の処置に従事した病院職員に支給する。

ただし、2人以上で実施した場合は按分する。

2 前項の手当の額は、1体につき1,000円とする。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。」に改める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後のおいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第3項の規定は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のおいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された防疫等作業手当及びこれを基礎とする給与は、改正後の条例の規定による防疫等作業手当及びこれを基礎とする給与の内払とみなす。